吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙、丙、丁及び戊の太陽光発電事業に関する権利義務を承継し乙、丙、丁及び戊はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

(甲) 日本再生可能エネルギー発電２０１７－２号合同会社

代表社員　一般社団法人丸の内エナジー２０１７

職務執行者　本郷　雅和

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三一階

(乙) ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ１１合同会社

代表社員　Ｆｉｒｓｔ・Ｓｏｌａｒ・Ｊａｐａｎ合同会社

職務執行者　ビュフォード・ジェームス・エベレット

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三一階

(丙) ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ１５合同会社

代表社員　Ｆｉｒｓｔ・Ｓｏｌａｒ・Ｊａｐａｎ合同会社

職務執行者　ビュフォード・ジェームス・エベレット

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三一階

(丁) ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ１７合同会社

代表社員　Ｆｉｒｓｔ・Ｓｏｌａｒ・Ｊａｐａｎ合同会社

職務執行者　ビュフォード・ジェームス・エベレット

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三一階

(戊) ＦＳ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｊｅｃｔ１９合同会社

代表社員　Ｆｉｒｓｔ・Ｓｏｌａｒ・Ｊａｐａｎ合同会社

職務執行者　ビュフォード・ジェームス・エベレット

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＪ－Ｍｕｐｓ事業（なお、乙のアクワイアリング事業（決済端末を加盟店に設置する事業を含む）はＪ－Ｍｕｐｓ事業に含まれない）の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成三十年三月三十日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十九日

掲載頁　一五八頁（号外第一三九号）

(乙) http://www.cr.mufg.jp/corporate/company/financial_affairs/index.html

平成三十年二月二十七日

東京都新宿区大久保三丁目八番二号

(甲) 株式会社日本カードネットワーク

代表取締役　矢部　真二

東京都文京区本郷三丁目三三番五号

(乙) 三菱ＵＦＪニコス株式会社

代表取締役　井上　治夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が運営する白河工場に係る資産債務及びエルナー松本株式会社の株式に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成三十年四月二日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

平成三十年二月二十七日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番一号

(甲) エルナー株式会社

代表取締役　山崎　眞哉

滋賀県長浜市田町三〇番地

(乙) エルナープリンテッドサーキット株式会社

代表取締役　南　洋一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の日本アルミ事業部が営むアルミ関連事業に関して乙が有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月四日

掲載頁　一二三頁（号外一四三号）

(乙) 掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年七月三日

掲載頁　二十四頁

平成三十年二月二十七日

静岡県菊川市東横地三三一一番地の一

(甲) 旭テックアルミニウム株式会社

代表取締役　佐野　和巳

静岡県菊川市東横地三三一一番地の一

(乙) 旭テック株式会社

代表取締役　青山　英樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式保有事業に関して有する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

平成三十年二月二十七日

名古屋市昭和区汐見町五番地六－三〇二号

(甲) 新星株式会社

代表取締役　坂本　精志

名古屋市瑞穂区春山町九番地の一

(乙) 有限会社新星コーポレーション

代表取締役　坂本精一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の電子部品、プリント基板、プラスチック成形品の製造販売に関する事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙　千葉日報

掲載の日付　平成三十年二月十六日

掲載頁　十九頁

平成三十年二月二十七日

三重県四日市市西村町二六〇三番地二

(甲) 三坂化学株式会社

代表取締役　坂口　直宏

三重県四日市市西村町二六〇三番地の二

(乙) 坂口化学株式会社

代表取締役　坂口　正知

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が運営するプリント回路事業の販売部門及び滋賀不動産に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成三十年四月二日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成三十年二月二十七日

滋賀県長浜市田町三〇番地

(甲) エルナープリンテッドサーキット株式会社

代表取締役　南　洋一郎

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番一号

(乙) エルナー株式会社

代表取締役　山崎　眞哉